

【フランス】移民の管理及び統合の改善に関する法律

海外立法情報課 奈良 詩織

* 2024年1月、フランスで、就労及びフランス語の習得によるフランス社会への移民の統合と非正規移民・外国人犯罪者対策を強化するための法律が制定された。

1 制定の背景と経緯

フランスは、これまで移民¹を積極的に受け入れてきた。これについて、近年、労働者等の経済移民に関する政策や非正規移民対策が不十分であると指摘されていた²。そこで、2023年2月1日、就労及びフランス語習得による移民のフランス社会への統合（*intégration*）並びに非正規移民及び外国人犯罪者への対策を強化するための法案が上院に提出され、可決された。しかし、下院では、審議入り拒否の動議（*motion de rejet préalable*）³が可決されたため、同法案は否決された。その後、両院協議会で作成した成案が上下両院で可決された。同法案は憲法院の合憲性審査に付され、2024年1月25日、全8章86か条中35か条が違憲と判示された。翌日、違憲とされた規定を削除した上で「移民を管理し、統合を改善する2024年1月26日の法律第2024-42号」⁴が成立し、条文中に定めがあるものを除いて同月28日に施行された。

2 主な内容

本法律は、第1章（第1条～第19条）は非正規移民対策、第2章（第20条～第34条）は就労及びフランス語習得による移民の統合強化、第3章（第35条～第46条）・第4章（第47条～第52条）は外国人犯罪者対策、第5章（第53条～第61条）は外国人からの搾取に対する処罰等、第6章（第62条～第71条）は難民制度に関する組織再編、第7章（第72条～第79条）は外国人による入国・滞在等に関する訴訟の簡素化、第8章（第80条～第86条）は海外領土及び施行日について定める。本稿では、第2章から第4章までの主な内容を紹介する。

（1）就労とフランス語習得による移民の統合強化（第2章）

第20条は、最低限のフランス語能力を有することの証明を滞在許可証の交付要件に加える（外国人の入国及び滞在並びに庇護権に関する法典（以下「入国・滞在法典」）L.第433-4条の改正）。フランスでは、外国人は、一時滞在許可による滞在期間の満了後、複数年有効な滞在許可証を取得することができる。取得希望者は、「共和国統合契約（*contrat d'intégration républicaine*）」に署名し、市民講座（*formation civique*）⁵や語学研修を受講する必要がある。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年3月12日である。

¹ フランスでは、外国で出生した外国籍者で、かつフランスに居住する者と定義される。フランスで出生した外国籍者（特に未成年者）は、統計上「外国人」として扱われるが、「移民」には該当しない。“Définition – Immigré.” Institut national de la statistique et des études économiques website <<https://www.insee.fr/fr/metadonnees/definition/c1328>>

² Muriel Jourda et Philippe Bonnacarrère, *Sénat Rapport*, N°433, 2023.3.15, pp.7-8. <<https://www.senat.fr/rap/122-433/122-4331.pdf>>

³ 提出された法案が違憲であることを確認し、又は審議を行う必要がないことを決定するための動議（フランス下院規則第91条第5項）。この動議は、下院本会議において1件に限り討議し、表決に付することができる。この動議が可決された場合、当該動議の対象とされた法案は否決される。

⁴ Loi n° 2024-42 du 26 janvier 2024 pour contrôler l'immigration, améliorer l'intégration. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JO-RFTEXT000049040245>>

⁵ 共和国的な価値、原則、フランスでの生活に関する権利及び義務並びにフランス社会の組織等に関する研修。

語学研修は、当該外国人が所定の水準⁶に達していない場合にのみ受講義務が生じる。しかし、受講を怠った場合でも罰則はなかったことから、滞在許可申請者にフランス語習得を促すため、制度改正に至った。改正後の規定は、2026年1月1日までに施行される。

第27条は、2026年12月31日までの試行として、人手不足の職業に従事する非正規滞在の外国人労働者⁷に対して、1年間有効な一時滞在許可証「短期労働者」又は「給与労働者」を発行することを定める（同法典L第435-4条の新設）。対象は、直近24か月間のうち計12か月間以上、所定の人手不足の職業に従事した経験があり、かつ申請時にも従事しており、連続した3年間以上のフランス居住歴がある非正規滞在の外国人である。

第30条は、投資家、研究者、芸術家、高技能労働者等を対象とする最長4年間有効な滞在許可証「才能パスポート（*passport talent*）」の名称を「才能（*talent*）」に改め、既存の11種類のカテゴリーを統合して9種類に変更するなど制度を簡素化した。

（2）非正規移民・外国人犯罪者対策の強化（第3章、第4章）

第39条は、親権者等を伴わずにフランスに到着した外国籍の未成年者（「同伴者のいない未成年者」（*mineur non accompagnés: MNA*））が犯罪に加害者として関与した場合に、当該MNAの指紋及び写真を登録することを定める（入国・滞在法典L第142-3-1条の新設）。

第46条は、共和国の原則⁸の尊重を約束することを、期間を問わず滞在許可証の交付要件とする（同法典L第412-7条～L第412-10条の新設）。滞在許可申請者がこれを拒否する場合、当該申請者は滞在許可証の交付を受けることはできない。行政機関は、この約束を遵守しない外国人に対して滞在許可の取消し又は更新拒否を行うことができる。

第49条は、隔離（*éloignement*）⁹を命じられた外国人の居住地を指定する場合、必要な費用を本人に負担させることを定める（同法典L第732-2条の改正）。従前の制度では、国や自治体が費用を負担していたが、その負担が大きくなることが問題視されていた。

3 憲法院判決により削除された規定

本法律案について、憲法院が違憲と判示した35か条のうち32か条が法律の本来の目的とは無関係な規定と判断され、3か条が憲法上の権利や要求に反すると判断された。削除された35か条のうち15か条が第1章の規定であり、移民の家族呼び寄せ条件の厳格化（第3条～第5条）、病気を患っている外国人への滞在許可証の交付制限（第9条、第10条）、帰国保証金の支払の一時滞在許可証「学生」の交付要件への追加（第11条）等がある。第1章以外でも、外国人について、本人の同意なしに指紋採取と写真撮影を認める規定（第38条）が違憲と判断された。削除された規定の大半は、右派議員の修正案により追加されたものであった。

⁶ 欧州言語共通参照枠組み（Common European Framework of Reference for Languages. 外国語の習得状況等を示す欧州共通の枠組みで、基礎的な言語使用が可能な段階（A1、A2）、自立した言語使用が可能な段階（B1、B2）、言語に熟達した段階（C1、C2）がある。）のA1が要求される。“Global scale - Table 1 (CEFR 3.3): Common Reference levels.” Council of Europe website <<https://www.coe.int/en/web/common-european-framework-reference-languages/table-1-cefr-3.3-common-reference-levels-global-scale>>

⁷ フランスでは、「サン・パピエ（*sans papier*. 「書類なし」の意味）」と呼ばれる。

⁸ 個人の自由、表現及び思想の自由、男女平等、人の尊厳、共和国の標語（「自由、平等、友愛（*Liberté, Égalité, Fraternité*）」）及びシンボル（国旗、国歌、フランス革命記念日（7月14日）、雄鶏等）。

⁹ 非正規滞在者や外国人犯罪者に命じられる措置（フランス領土退去義務（*obligation de quitter le territoire français*）、国外追放（*expulsion*）等）の総称。隔離を命じられた外国人は、出国までの間、行政拘禁センターに収容され、又は居住地を指定される。